



## 災害補償課 年金者の状況について

遺族年金受給権者からの申し出により、同一の事由による遺族厚生年金を受給していたことが判明しました。基金への報告は、年一度の年金定期報告時でよいのでしょうか。また、必要な書類は何ですか。

毎年2月1日時点の状況を2月末日までに御報告いただく年金定期報告は、文字通り定期的な報告であり、受給権者、受給資格者に変わりがないか、調整対象である他の法律による受給の有無やその額を確認いただくこととなります。そのため、昨年度の状況と比較して変わりがない場合でも、御報告いただくようお願いしているところです。

御質問の状況については、定期報告という形ではなく、年金の異動報告という書類をお送りいただく必要があります。その書類をもって、受給状況に変化が生じたことを明らかにしていただき、そのうえで必要な措置を講じるためです。

御質問の例の場合は、具体的には、遺族厚生年金をいつから受けているのか、その額はいくらなのかといった内容を、異動報告として提出していただくこととなります。その際の添付書類は、年金証書の写しとなりますが、今まで全く他の法律による年金の受給を御報告いただいていない場合には、現在の額のみでなく過去の額についても調査いただいたうえで、その内容を基に今後の、あるいは遡って遺族補償年金の額を改定することとなります。その結果過払い、あるいは不足が判明した際は、各期に支払う年金との調整、あるいは一括での返金が必要となることがあります。各期の年金と調整を行う場合には、その額によってはかなり長期にわたっての減額が発生することもあり、現にそういった事例も生じています。

なお、年金の異動報告は次のような場合に御提出いただく必要があります。

- 1 氏名の変更があったとき
- 2 住所に変更があったとき
- 3 傷病・障害年金の受給権者の障害の程度に変更があったとき
- 4 傷病・障害年金の受給権者が死亡したとき
- 5 遺族年金の受給権者・受給資格者に次のような変更があったとき
  - ①死亡したとき
  - ②婚姻（内縁を含む。）をしたとき

- ③直系血族又は直径姻族以外の者の養子（内縁を含む。）になったとき
  - ④離縁によって死亡した非常勤消防団員等との親族関係が終了したとき
  - ⑤子、孫又は兄弟姉妹については 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了したとき（非常勤消防団員等の死亡の時から引き続き特定障害状態にあるときを除く。）
  - ⑥非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（以下「基準政令」という。）第 8 条の 2 第 4 項第 1 号に該当するに至ったとき（特定障害状態にあるときを除く。）
  - ⑦非常勤消防団員等の死亡の当時特定障害状態にあった夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の当該状態がなくなったとき
  - ⑧基準政令第 8 条の 2 第 4 項第 2 号に該当するに至ったとき（55 歳以上であるときを除く。）
  - ⑨受給権者と生計を同じくしていた受給資格者が生計を異にしたとき
  - ⑩生計を異にしていた受給資格者が受給権者と生計を同じくするに至ったとき
  - ⑪非常勤消防団員等の死亡の当時胎児であった子が出生したとき
  - ⑫所在が 1 年以上明らかでないとき、又は所在が明らかでないことにより遺族補償年金の支払いを停止された者の所在が明らかになったとき
  - ⑬先順位又は同順位の他の遺族を故意に死亡させたとき
  - ⑭基準政令第 8 条の 3 第 1 項の規定により遺族補償年金を受けられる権利が消滅した場合において、その権利が消滅した受給権者と生計を異にしていた次順位者が受給権者となったとき
- 6 同一の事由により支給されていた他の法律による年金の支給額に変更があったとき
- 7 同一の事由により支給されていた他の法律による年金が支給されなくなったとき

また、年金以外では、定期報告をお送りいただくような奨学援護金や就労保育援護金についても、異動があった場合には報告書を提出していただく必要がありますので、御留意願います。